

令和5年5月2日

保護者各位

県立名護特別支援学校
校長 岡越 猛

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校の対応に
ついて（お知らせ）

平素より、本校の教育活動及び学校における感染症拡大対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、文部科学省及び県からの通知に基づき、本校の対応を下記のとおりといたします。

本校としましては、今後も子どもたちの健康と安全を第一に教育活動を進めてまいります。御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の感染対策について

- ・ 家庭との連携による幼児児童生徒の健康状態の把握を行います。
- ・ 教室及び寄宿舎の部屋において適切な換気を行います。
- ・ 日頃の手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。

※ 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。また、学校給食等の場面においては、「黙食」指導は行いません。

2. 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合の登校について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようお願いいたします。アレルギー疾患等の症状で判断に迷う場合には、担任へご相談下さい。

3. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の欠席等について

幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の欠席は、出席停止扱いとします。なお、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」になります。

感染症以外での欠席は「病欠」扱いとなります。

4. 感染拡大防止のための臨時休業等の判断について

学校で感染者が発生した場合には、感染が拡大しないよう県教育委員会や学校医の助言等を踏まえて学級閉鎖や臨時休業を行う場合があります。

5. その他

県からの通知及びガイドライン等については本校 HP でご確認下さい。

以上